

令和3年3月2日

保護者 様

大山崎町教育委員会
教育長職務代理者 榎本 和彦
大山崎町立大山崎小学校
校 長 野田 豊

緊急事態宣言の解除に伴う学校の対応について

早春の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動にご理解とご支援を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、ご存じの通り、京都府に発令されております緊急事態宣言が解除されました。これを受け、関係通知に沿い、宣言解除後の学校の対応を下記の通りとしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言の解除日

令和3年2月28日（日）

2 緊急事態宣言解除後の対応

(1) 学校生活全般について

①健康観察の引き続きの徹底（ご家庭へのお願い）

学校では、毎日の登校時の健康観察を継続します。

ご家庭においても、児童に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えていただくよう引き続き徹底をお願いします。なお、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合につきましては、緊急事態宣言期間中は登校を控えていただくようお願いしておりましたが、今後も当面の間、この取り扱いを継続することとしますので、引き続きご協力をお願いします（欠席ではなく、出席停止の取扱いとします）。

なお、児童または同居の家族が、①感染、②濃厚接触者、③PCR検査等を受検のいずれかに該当する場合は、速やかに学校（土日や夜間は町役場 TEL 956-2101）に連絡してください。

②衛生管理の引き続きの徹底

学校生活全般についてのマスクの着用、手洗い・消毒、換気を引き続き徹底します。

給食など、マスクを外す場面では感染リスクが高くなるため、会話を控えるなどの対策を引き続き徹底します。

(2) 学習活動について

各教科等における活動のうち、感染リスクの高い教育活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、児童の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」についてはできるだけ避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施していきます。

また、すべての教科において、引き続きその場面に応じたできる限りの感染症対策を講じていきます。

(3) 卒業証書授与式について

内容を縮小し、時間を短縮して開催します。また、来賓など参加者を制限するとともに、会場を換気して3密の状態を回避します。

(4) その他

今後の感染状況により対応を変更する場合は、その都度お知らせします。

問合せ・連絡先

大山崎小学校 TEL075-956-2366

学校教育課 TEL075-956-2101